

令和3年（行コ）第46号 環境影響評価書確定通知取消等請求控訴事件

控訴人 ■■■■■ 外10名

被控訴人 国（処分行政庁 経済産業大臣）

証拠説明書（20）

令和3年11月12日

大阪高等裁判所第4民事部ハ係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

同 喜多 啓公

同 與語 信也

同 青木 良和

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

【甲A号証】

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 A 53	意見書（環境影響評価書確定通知取消等請求訴訟における原告適格及び本案主張制限について） 原本	2021 年 11 月 11	島村健	<p>1. 二酸化炭素の排出に起因する地球温暖化によって被害を受ける者に原告適格を認めないとする原判決の判断の問題点 基本的事項告示の書きぶりの違いが原告適格を否定する根拠にはならないこと、法的利益の個別性は処分の根拠法規が保護している利益の性質によって判断されるべきものであり生命・健康という法益は法的利益の個別性を根拠づけること、地球温暖化の人権侵害性と国外の裁判例の判断、環境影響評価法・電気事業法及び関係法令である兵庫県環境影響評価条例・神戸市環境影響評価条例の手續規定・参加規定が一定の範囲の住民に原告適格を認めるべき根拠となること、したがって本件の控訴人らには原告適格が認められるべきこと等</p> <p>2. 二酸化炭素の排出に関する環境影響評価の誤り及び環境の保全についての適正な配慮の欠如に係る本案主張を制限した原判決の判断の問題点 原告適格を基礎付ける規定への違反のみを本案で主張し得るとするいわゆる限定説の問題点、有力な学説に基づけば本案主張制限がなされないこと、限定説についても処分要件の構造によって本案主張が許される違法事由の範囲を画する形で適用する立場に立てば、電気事業法46条の17第1項・第2項に定める処分要件の構造を踏まえたとき、施設の稼働により一定程度の大気汚染を受忍させられる者は本案主張の制限を受けないこと、したがって本件の原告らは主張制限を受けないというべきこと等</p>	

【甲C号証】

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 C 156	意見書(2) I P C C 第 6 次 評 価 報 告 書 に よ り 更 新 さ れ た 気 候 変 動 の 科 学 的 理 解	原本	2021 年 11 月 8 日	国 立 環 境 研 究 所 江 守 正 多	<p>江守正多氏の意見書(甲 号証)について、IPCC が 2021 年 8 月に新たに公表した第 6 次評価報告書第 1 作業部会(科学的根拠)(AR 6 WG 1)によって追加された科学的理解についての補充意見書。</p> <p>AR 6 WG 1 では、人間活動が地球温暖化の主な原因であることは「疑う余地がない」と断定され、気温上昇の将来予測の不確かさの幅が半分になり、精度が向上したこと、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や大雨などの極端現象が増加し、激甚化すること、将来の気温上昇は、2021-40 年の平均で産業革命前から +1.5℃ に達するのを確実に避けるのは困難になってきたこと、+1.5℃ までに 67% の可能性で留まるためには、人間活動による今後の排出量の累積を 400GtCO₂ 程度に抑える必要があり、これは現在の世界の排出量の 10 年分に過ぎないこと、+1.5℃ を超えて温暖化が進行すれば、南極氷床の崩壊やアマゾン熱帯雨林の枯死などの「可能性は低いが甚大な被害をもたらす」現象の引き金を引いてしまう可能性が徐々に高まることが示された。「気候変動の問題において人類が追い詰められている状況が、最新の科学により明確に描き出されたといえる」と総括されている。</p>	

【甲D号証】

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲D 34	『憲法 第七版』 (抜粋) 写し	2019 年 3月8日	芦部信喜	裁判を受ける権利の意味について	
甲D 35	『新版 行政法 総論 (上)』(抜粋) 写し	2020 年 4月7日	藤田宙靖	法律に基づく行政に由来する近代行政救済法原理からは行政訴訟において実効的救済が実現されるべきこと	
甲D 36	『リーディング ズ現代の憲法』 「第9章「裁判 を受ける権利」 の再生と行政裁 判手続」 写し	1995 年 4月10 日	笹田栄司	裁判を受ける権利は基本権を確保するための基本権であり、行政手続、特に原告適格は憲法との関係で解釈されるべきこと	
甲D 37	『憲法制定と変 動の法理』「行政 訴訟における 「裁判を受ける 権利」論序説－ 「法律上保護さ れた利益説」批 判－ 写し	1991 年 9月15 日	亙理格	処分の根拠法は必ずしも第三者の保護利益を十分配慮して作られておらず、法律上保護された利益を純粋に貫くと立法の不備ゆえに司法救済もされず二重の不利益を蒙ること	
甲D 38	『手島孝先生還 暦祝賀論集 公 法学の開拓線』 「取消訴訟にお ける「第三者」 の原告適格の基 準としての基本 権適用論序説－ ドイツ法との比 較研究－」 写し	1993 年 4月20 日	中川義朗	法律上保護された利益については憲法も含めた法律上保護された利益として捉えるべきこと	
甲D 39	『現代行政法講 座Ⅱ 行政手続 と行政救済』「第 5章 行政手続 における第三者 の地位と行政争 訟」 写し	2015 年 7月31 日	野呂充	行訴法10条1項の解釈についての野呂説の解説	

甲D 40	『コンメンタール行政法Ⅱ【第2版】行政事件訴訟法・国家賠償法』(抜粋)	写し	2004年 1月10日	室井力、芝池義一、浜川清編(該当部分は野呂充執筆)	行訴法10条1項の解釈についての野呂説の解説	
甲D 41	工事計画届出書(抜粋)	写し	平成30年 8月30日	株式会社コベルコパワー神戸第二	訴外神戸製鋼の新設発電所3号機について、工事計画の届出が平成30年(2018年)8月30日になされたこと	届出書の冒頭を抜粋して提出している。
甲D 42	同上	写し	2018年 10月1日	同上	訴外神戸製鋼の新設発電所4号機について、工事計画の届出が平成30年(2018年)8月30日になされたこと	同上
甲D 43	株式会社神戸製鋼所ウェブサイト「神戸発電所3,4号機の建設工事の開始について」	写し	2018年 10月1日	株式会社神戸製鋼所	訴外神戸製鋼の新設発電所3号機・4号機の建設工事については、平成30年(2018年)10月1日に着工されたこと 同発電所は、工事計画届出書の提出から30日経過直後に工事に入っていること	

以上